

札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会

会 議 録

日 時：2022年12月15日（木）午後6時開会
場 所：オンライン（Z o o m利用）

1. 開 会

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） では、皆様、おそろいですので、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の冒頭の会議進行を務めます子ども未来局子どもの権利推進課長の山縣と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、出欠状況の確認ですが、委員9名のうち1名欠席、8名の委員にご出席をいただいておりますので、定足数に達しておりますことを申し添えます。

次に、本日の審議事項でございます。

皆様には事前に次第及び資料をお送りしておりますが、本日の審議事項は四つございます。一つ目は、ヤングケアラー支援ガイドライン（案）について、二つ目は、母子生活支援施設の在り方検討について、三つ目は、児童養護施設の施設整備計画について、四つ目は、里親の認定についてとなっております。

次に、会議の公開、非公開についてでございます。

本日の会議につきましては、動画配信を行っており、あらかじめ視聴を希望された方に配信用のアドレスをお知らせしております。

議題4につきましては、その審議内容から非公開させていただく予定となっております、後ほど、お諮りする予定であります。

それでは、本日の議事進行につきましては、藤原部会長をお願いいたします。

2. 議 事

○藤原部会長 皆さん、こんばんは。

年末の大変お忙しい中、また、夜間になりましたけれども、今日はたくさん議題もありますので、進行へのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進めていきたいと思います。

一つ目は、ヤングケアラー支援ガイドライン（案）についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） それでは、私からヤングケアラー支援ガイドラインについてご説明させていただきます。

お手元の資料1、ヤングケアラー支援ガイドライン（案）をご覧ください。

昨年度実施した実態調査の結果を受けて、本年度はヤングケアラーを支援する方々の共通認識の徹底を目指して支援ガイドラインの策定を進めてまいりました。

今回、子どもの権利総合推進本部の関係部長会議を経て素案がまとまりましたので、その内容をご報告させていただきますとともに、内容等について、ご意見を頂戴したくお諮りした次第です。

それでは、ガイドラインの内容について、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、1 ページ目をご覧ください。

1 ページには、ヤングケアラーとは何か、札幌市の状況、そして、ガイドライン策定の趣旨・目的を簡潔にまとめています。

このガイドライン作成の目的としては、下から5行目にありますとおり、ヤングケアラーを早期発見し必要な支援につなげていくことについて、関係機関、関係者の共通認識を図ることにあります。

なお、ヤングケアラーへの取組につきましては、全国的に急ピッチで進んでいる状況にありますので、今後の国の動きや他都市の状況などを踏まえまして、随時、見直しを図ることを想定しております。

現在のガイドラインは、厚生労働省が3月に作成した多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルに沿って策定されているほか、先進自治体としては、神戸市、山梨県などのガイドラインを参考にしています。

続きまして、2 ページ目です。

2 ページには、本ガイドラインのヤングケアラーの定義を記載しております。

定義は、厚生労働省がホームページに掲載しているものを準用しており、2 ページ中段の枠組みのとおり、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」としています。

ただし、国の支援要綱でも18歳を超えた大学生にも支援が必要である旨の記載がありますし、神戸市では、18歳を超えるヤングケアラーを若者ケアラーと呼んで支援の対象としています。

それを踏まえまして、本ガイドラインでは、18歳を超えた者についても、若者支援総合センターや子ども・若者支援地域協議会など、いわゆる若者支援の枠組みの活用を通じて、年齢によって支援が途切れないことを目指しています。

続きまして、3 ページ目です。

3 ページは、ヤングケアラーへの支援の必要性についてです。

札幌市では、平成20年に子どもの権利条例を制定していますので、ここでは子どもの権利の視点から、ヤングケアラー支援の必要性を説明しています。

ヤングケアラーは、家のお手伝いとは違って、勉強したい、友達と遊びたいといったときにも家族の世話を断ることができない状態ですので、権利条例でいうところの学び、遊び、休息といった豊かに育つ権利が守られていない可能性があり、その結果、勉強、就職、友人関係など、子どもの将来に影響を及ぼすかもしれないということをここで指摘しています。

4 ページからは、札幌市の現状を昨年度実施した実態調査の結果を基に説明したものです。

時間の関係で細かい内容の説明は割愛しますが、10 ページまで飛びまして、中段からまとめを記載しております。

こちらは、まず、丸の一つ目に、ヤングケアラーは自分でも問題を認識できていなかったり、つらいと思っても家族のことを話せなかったりなどの事情で潜在化しやすいので、これを早期発見するためには、学校だけでなく、福祉関係機関などが気づくことが重要であること、それから、二つ目の丸として、特に中学生以下は自覚がない場合が多いということ、三つ目には、中学生では自由に過ごせる場所や学習サポートのニーズが高く、高校生では自分の状況を誰かに聞いてほしいというニーズが高いというように中学生と高校生では支援ニーズが異なるため、年齢や状況に応じて本人に寄り添った支援が必要であるということをご記載しております。

11ページからは、ヤングケアラーの支援の在り方を記載しています。

このページ以降は、厚生労働省が今年3月に作成した多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを作成のベースとしております。

複合化しやすいヤングケアラー支援に当たっては、そのケースに応じて、障がい福祉部門や高齢福祉部門、学校など、それぞれの専門領域が関わっていくこととなりますが、その際に、11ページの2段落目にもありますとおり、特別な支援をしなければならないと捉えるのではなく、各機関・部署の担当者がそれぞれの所掌範囲から少し範囲を広げ、それぞれの立場でできることを考えることが厚生労働省の連携マニュアルが示す基本的な考え方となっております。

12ページは、一般的な支援までの流れを掲載しています。

基本的な流れとしては、ヤングケアラーの発見者が本人や家族の意思確認や情報整理を行い、支援の必要性を判断する。そして、支援が必要な場合は、発見者の領域の範囲で、まず、自分たちができることをする形で対応することが基本となります。その上で、さらに他の関係機関と連携した対応が必要な場合は、関係機関と情報共有等を行い、支援を実施するという流れとなります。

その隣、13ページ目からは、ヤングケアラー支援のための連携スキームを掲載しています。

まず、13ページに、主な関係機関とその役割を掲載しています。

次の14ページには、連携、枠組みのイメージ図ということで紹介しています。

こちらの図ですが、図の中心にヤングケアラー及びその家族がありまして、それを取り囲む地域関係者は、身近な場所でヤングケアラーを含む家族を支え、見守っているイメージです。左上の児童福祉分野は、子どもに関する様々な問題について相談に応じるほか、関係機関とともに状況を把握し、福祉サービスの窓口につなぎます。また、その上の教育分野は、ヤングケアラー本人と接する時間が長いことから、発見や把握で特に重要な役割となると考えています。

この右隣、障がい福祉分野、そして、その下、高齢福祉分野、さらにその隣のその他の保健・福祉分野、医療分野は、ヤングケアラーをケアしている家族に関わる専門分野の相談に応じてサービス提供を行っていきます。

そして、それぞれの分野から中心に矢印が出ていますが、これは、それぞれの職域の範囲で対応、支援していることを示しています。そして、複雑な困難を抱えているケースでは、分野の垣根を越えた多機関連携が必要となる場合がありますので、この連携については、それぞれの機関をつなぐ外側の輪の部分で示しています。

隣の 15 ページには、この多機関連携の具体的手法として、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を紹介しています。

現在、両協議会は、厚労省と内閣府ということでそれぞれが異なっていますが、今後、こども家庭庁がこれらを所管することも示されているところです。

全てのヤングケアラー問題がこれらの協議会案件になるというわけではないのですが、事案によってこれらの協議会を活用することで、年齢による切れ目のない支援を進めていきたいと考えております。

16 ページからは、ヤングケアラーの発見から支援までのポイントや対応例など、具体的な中身を記載しています。本ガイドラインでは、ヤングケアラーの発見者を 3 通り上げて、発見者ごとに発見から支援までの対応例などを掲載しています。

三つの発見者ですが、16 ページ中ほどです。まず、一つ目は、子どもと日頃から接する時間が長い学校関係者、二つ目は、ヤングケアラーやその家族と日頃から接する地域の関係者、そして、三つ目は、ケア対象者の家族に目を向けることで、ヤングケアラーを発見し得る保健・福祉・医療分野の関係者です。

隣の 17 ページには、この発見者別のヤングケアラーに気づくきっかけ例をチェックシート式に掲載しております。

続いて、18 ページ目には、本人や家族の意思確認や初期介入のポイントを記載しています。本人が必ずしもケアをやめたいと思っていないわけではない場合もあり、また、家族としては、子どもに負担をかけていることを申し訳なく思っているといった事例もあるかもしれませんが、支援に当たっては、本人や家族の気持ちに寄り添って信頼関係を構築することの重要性を記載しております。

続きまして、19 ページになります。

19 ページからは、発見者ごとの対応例とフロー図を見開きで、左ページに対応例、右ページにフロー図という形で掲載しております。

それで、19 ページ目の対応例は、小・中学校の関係者が発見した場合になっております。こちらですが、次のページの対応例 2 として、高校の関係者が発見した場合が記載されていまして、この二つの対応例は基本的に同じフローをたどるので、フロー図は 21 ページにまとめて掲載しています。

このフロー図に沿って説明させていただきたいのですが、まず、学校が発見した場合のフローということで、教職員が学校での生活状況等からヤングケアラーである端緒を発見する。

その下ですが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなども交えた校内

の検討体制において、児童生徒の状況について情報を整理し、支援の必要性を検討していくことになります。そこで、例えば、遅刻や早退が多いですとか、保健室で過ごすことが多いなど、ヤングケアラーの生活状況や健康状態に影響が出ている場合には、保護者へのアプローチや、ヤングケアラーへの積極的な声かけや見守りを行うなど、まず、学校でできる対応を行っていきます。

ここまでの学校の対応ですが、さらに支援に当たり、関係機関との連携が必要な場合は以下のフローに進んでいきます。

そこで、既に連携している機関があるようでしたら、その関係機関へ連絡、相談を行っていくのですが、連携している機関がないということであれば、区の家庭児童相談室へ連絡、相談を行います。

高校が発見した場合は、若者支援総合センターに連絡、相談することもあり得ると思います。そして、必要に応じて、例えば、地域ネットワークの活用が必要な場合や、世帯が養育上の問題を訴える場合には、要対協や子ども・若者支援地域協議会ということで、その下の協議会を活用していくことになります。

以上が学校が発見した場合の流れになっています。

次に、22ページ、対応例3になります。

こちらは、民生委員児童委員や子ども食堂など、地域の関係者が発生した場合のフローになります。

こちらは、地域の関係者が子どもの生活状況からヤングケアラーかもしれないという端緒を発見するという一番上から始まります。

その下ですが、発見者は子どもの状況について情報を整理し、支援の必要性を検討していくということで、フローの図の中では右の下にあるのですが、必要に応じて、児童会館や子ども食堂を巡回している子どもコーディネーターに相談するという場合もあるかと思っています。

そして、発見した方は、積極的な声かけや見守り、世帯へアドバイスを行っていただくのですが、さらに関係機関の連携が必要という場合には、フローのさらに下へ進んでいくことになります。そこで、既に福祉サービスを受けている場合や、特定の福祉サービスが必要ということが明確な場合は、そのサービスに応じた区の窓口へ連絡、相談するのですが、様々な課題が絡み合っている場合や判断に迷う場合は、区の家児相や若者支援総合センターに相談、連絡していくということになり、必要に応じて要対協や子ども・若者支援地域協議会を活用します。

続きまして、24ページです。

こちらは、障がい福祉などのケア対象者に関わる分野の関係者が発見した場合の例です。

まず、障がいや介護サービスなどケア対象者に関わる分野の関係者がその世帯と接する中でヤングケアラーがいることを見つけてます。

そして、発見した事務所内において情報の整理を行って、サービスの利用調整や、家族

へのアプローチなどにより、ヤングケアラーへの負担軽減ができないのかを検討、調整していきます。

そこで状況が改善されない場合は、各区の保健福祉部との連携や、他のサービスを受給している場合にはその関係者間で情報共有を行って、例えば、サービス利用計画の見直しや他の施策が利用できないかといったことで、検討、調整を行っていきます。

それでもまだ問題が解決しない場合は、児童福祉分野をはじめとする多機関連携が必要ということになりますので、区の家庭児童相談室や若者支援総合センターに連絡し、必要に応じて要対協や子ども・若者支援地域協議会のネットワークを活用するという流れになります。

以上が発見者別の対応例ですが、めぐりまして、26ページには、対応例5としてヤングケアラー本人やその家族、近所にお住まいの方などが相談機関に相談したい場合の例を記載しています。

こちらは、ヤングケアラー本人からの相談窓口はできるだけ分かりやすいほうがいいという趣旨から、18歳未満の子どもは子どもアシストセンターで、おおむね15歳から39歳の方が若者支援総合センターということで、相談先は幾つかあるのですが、ここでは二つの施設に集約して表記しております。

27ページからは、ヤングケアラーの相談窓口をケース別に掲載しています。

27ページは、ヤングケアラーやその家族からの相談先、28ページは、児童福祉についての相談先、29ページは、障がい福祉サービスについての相談先、30ページには、高齢福祉サービスについての相談先、31ページは、その他の保健福祉サービスとして、出産、育児、生活保護、独り親家庭などに関する相談先を掲載しています。

33ページから34ページには、ヤングケアラーの負担軽減につながるサービスを紹介しております。

例えば、ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合には、子ども食堂や子育て支援拠点などの居場所の提供、それから、ケア対象者のレスパイト入院、ショートステイなどのサービスがありますが、ヤングケアラーのニーズ的にサービスの提供例を紹介する内容となっています。

この中で、一つ特出しして説明いたしますと、33ページの項目の二つ目のところに、ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合とありまして、ヤングケアラー同士のピアサポートというものが書かれております。

これについて、32ページのトピックスをご覧いただきたいのですが、このピアサポート事業を10月からさっぽろ青少年女性活動協会への委託により、札幌市でも開始しております。主に高校生の年代をターゲットとしまして、月に1度、交流サロンを開催して、気持ちを共有し合って、必要な支援につなげていくといった取組が始まっているところです。

35ページ目からは、ヤングケアラーの参考事例を掲載しています。

現時点では、今年4月に北海道が作成した事例集からの抜粋ということで四つの事例を載せているのですが、今後、ガイドラインを運用していく中で事例を集めて、札幌市に合わせた内容に改訂していきたいと考えています。

最後になりますが、39ページの数の把握、情報の集約についてです。

今後、国から情報集約の枠組みが示されてくる可能性があるのですが、あくまでも、これは暫定的なものになるのですが、四半期ごとに相談件数と、どこから相談が来たかについて集約したいと考えております。

以上がヤングケアラー支援ガイドラインの説明となります。

本日は、ガイドラインについてのご意見をいただきたく、ご審議お願いいたします。

なお、本ガイドラインは、児童福祉部会からの意見を反映させた後、子どもの権利総合推進本部会議を経て、内容が固まり次第、関係機関への配付を想定しています。

説明は、以上となります。

○藤原部会長 資料も非常に分量がありますので、まずは資料の文言や今のご説明に対する質問がありましたら先にお聞きしまして、その後、ご意見を頂戴したいと考えております。

まず、字句確認等も含め、ご質問はありますでしょうか。

○北川委員 ヤングケアラーは複数の関係機関が連携していくことが大事だということを押さえていて、いいガイドラインだと思います。

その中で、質問ですけれども、障がい福祉分野の自閉症・発達障がい支援センターがここに入っているのはどういう意図からなのかを教えてください。

○事務局(山縣子どもの権利推進課長) 障がい福祉サービスについての相談窓口のうち、ヤングケアラーと関わる可能性があるものを網羅的に載せておりまして、ここはその中の可能性の一つとして提示しております。

○藤原部会長 一応、可能性がある機関を包含しているということであって、実際に、この機関のうち、どの程度がヤングケアラーとリンクするのかは分からないけれども、入れておいた中で……

○北川委員 自閉症・発達障がい支援センターは、ソーシャルワーク機能というよりは、どちらかという、支援を支援するほうが強いのかなと思っています。ここに入っているのもいいと思うのですけれども、この時期ですと、例えば、児童発達支援センターが令和6年から地域の中核の拠点となっていたり、地域支援マネジャーが児童発達支援センターに配置されていて、地域の民間の事業所を訪問して家族支援の必要なご家庭がいるかどうか、調査というか、ヒアリングして歩くのです。

また、市内には児童発達支援や放課後等デイサービスという機能もありますし、実際に、私どもでも家族支援の中でお母さんの話を聞いていると、ご本人ときょうだいのサポートが必要な場合、きょうだいがすごく頑張っている場合もあるので、これは、これで、いいと思うのですけれども、これから地域の中核となる児童発達支援センターが子どもたち

や家族の困り感などを発見できるのかなと思ったのです。

これは斎藤委員が専門だと思いますが、どうですか。

○藤原部会長 斎藤委員、よろしければ、ご意見、ご回答をお願いします。

○斎藤委員 私は、その辺はあまり詳しくないのです。

○藤原部会長 分かりました。

○北川委員 これからがらっと変えるのは大変と思ったのですが、令和6年から児童発達支援センターが地域の中核と位置づけられるのです。

それから、札幌市は、国の動きよりも先に、地域支援マネジャーといって、地域の事業所を訪問して困っているご家族がいないかということも聞いたりしている事業があるので、実際のニーズをキャッチできるのは、その地域支援マネジャーの人たちと思ったのです。

これはすごく多いのですが、児童発達支援センターが市内に九つありますから、ここに入れていただけるといいと思いました。

○斎藤委員 今、北川委員の発言の趣旨が理解できました。おっしゃるとおりだと思います。

ただし、このヤングケアラーに対する認知度というか、私たちもあまり詳しく勉強していないところもありまして、現実にセンターのマネジャーがどれぐらい発見できるかというのはよく見えない部分ではあります。

○北川委員 教育分野に、幼稚園、保育園と具体的な名前も入っていたり、地域関係者に放課後児童クラブもあるので、障がい関係では、やはり、実際に子どもが通っていたり、家族支援をしていたり、地域訪問をしている児童発達支援センターがここにあってもいいと思いました。

○藤原部会長 決して、自閉症・発達障がい支援センターを外すことというわけではないと思います。むしろ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たす方向に向けて、その機関を加えるということはいかがでしょうか。

○事務局(山縣子どもの権利推進課長) その方向で検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○北川委員 よろしくをお願いします。

○藤原部会長 では、ほかにご質問等がありましたらお願いします。

○斎藤委員 質問ですが、7ページのアンケートで非常に気になったのが、中学生、高校生とも、支援してほしいことは「特にない」という回答が圧倒的に多いわけですね。

私どもは、困っている人がSOSを出して支援するというのはやりやすいというか、一般的にサービス提供はそういう形で成り立っているのかと思うのですが、困ったことが特にないか、支援してほしいことは特にないといった場合の支援の初動アプローチがこのガイドラインにはあまり書かれていないですね。その辺はとても重要だと思うので、早期発見という文言だけではなくて、特に支援してほしいことがないという実態に合わせた初動アプローチをどうするのかをどこかに盛り込んだほうがいいのではないかなと思います。

す。

○藤原部会長 ご意見になるかと思いますが、この調査の中で、「特にない」の割合の高さについての言及もコメントをされているのですが、それに加えて何か補足はありますでしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） ご指摘のとおり、「特にない」というところが本当にないのか、それとも、自分のことを認識できてないということの現れなのか、非常に気になっているところです。おっしゃるとおり、認知度の話もありましたけれども、そういった中でどうやって見つけていくのかは、周りの大人たちがどういうふうに気づくかが課題になっていると思います。

そこで、ガイドラインの中でいきますと、確かに、そんなに盛り込まれていなくて、あえて言うのであれば、16ページ目、17ページ目に発見について記載してしまっていて、いかに気づくかというところの大切さと、きっかけの例ということで、ひとつ例示しているところはあります。

ただ、やはり、これだけでは、これを見てヤングケアラーだといってもなかなかつながらないと思いますので、今後、さらにヤングケアラーについて研修をしたり、深めていって、発見の定義というのもみんなで見つけていきたいと考えています。

○藤原部会長 そのほか、ご意見等がありましたらお願いします。

○加藤委員 発見のところで重要になるのは学校関係者と書かれているのですが、このチェックリストを見ると、先生からは指導の対象になってしまうタイプのお子さんと見られてしまうのではないかと。つまり、ケアされる対象なのに怒られてしまって、さらに傷つけられるみたいなことが起きる可能性があるのでは、何か一言入れておいてもらったほうがいいかなと思います。先生たちから見ると、何かだらしのない子とか指導が必要な子のように見えるかもしれないけれども、その背後にケアが必要な子がいるのだという指導観を見直してもらわないと、2次被害が起きやすい感じがするのです。

今までの指導観だと指導の対象になるような子どもだけでも、その中にヤングケアラーが含まれる可能性が高いということが一言入っていると、先生方も注意して見ていただけるかなと思いました。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） どこに入れるかはあるのですが、そういった特徴がある子であるというご指摘をガイドラインに盛り込む方向で検討させていただきたいと思います。

○藤原部会長 16ページに、ヤングケアラーの発見から対応までとありますが、先ほど来、特に困ったことがないとアンケートに答えている人たちの気持ちを慮ると、自分が早期発見される対象であるとか、発見されて、その後、支援につながるべきものだとか認識されることも物すごくデリケートだと思うのです。ヤングケアラーを探そうみたいな、ヤングケアラーが見つかったらこういう会議をしなければいけなくて、それはできるだけ早いほうがよく、その場合は漏れなくどうするかというアセスメントが始まる対象であるとい

うことについて、子どもや思春期の若い人たちが自分はその中に入っている人なのだと受け入れることが難しいということも十分あると思われます。やはり、早期発見という言葉もそうですし、発見から対応までというマニュアルに載っている人物になるということも含めて、先ほど加藤委員がおっしゃったように、それが指導対象になるとか、ほかの問題で何か浮上しているところにプラスされるとなると、やはり自分が困っているということますますカミングアウトしづらくなっていくことも想定されます。学校関係者が長い時間接するから役割は大きいというのは確かですが、それであるがゆえに、当事者に対するアプローチの仕方については、もう少し言及されていてもいいのかなとは、今、皆さんのご意見から思いました。

ですから、そういう慎重さ、デリケートな関わり方の必要性も、7番の発見から対応で書き出したりすることは可能でしょうか。

○事務局（山縣子どもの権利推進課長） ご指摘のとおりで、今、実際に交流サロンを始めている中でも、そのように自分はヤングケアラーではない、そういうふうと呼ばれるのを嫌がるのが結構ありますので、本当におっしゃるとおりだと思います。

そういったニュアンスをどう書くか、すぐには思い浮かばないのですが、検討させていただいて、追記する形で考えさせていただきます。

○藤原部会長 お願いします。

あとは、ご意見等がありましたらお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 それでは、資料の説明及び質疑応答は、以上でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 ありがとうございます。

ここである程度の時間を使いましたので、これで議題1は終了したいと思います。

次の母子生活支援施設の在り方検討については、事務局が交代しますので、お待ちください。

〔事務局交代〕

○藤原部会長 では、再開いたします。

母子生活支援施設の在り方について検討します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（江積子育て支援課長） 子ども未来局子育て支援課長の江積でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

母子生活支援施設に関わる検討につきましては、これまで個別の施設の建て替えに関する計画について、部会にてご審議をいただいておりますが、今回は札幌市の母子生活支援施設全体の在り方についてご検討をいただくものでございまして、これまででは行ってい

なかった新たな試みとなります。

在り方検討を開始するに当たりましては、今年度、これまでに関係機関等からのヒアリングや他都市の事例調査などを行っておりまして、その結果についても、本日、ご報告させていただきます。

今回は初回ということもありまして、委員の皆様には、事前に資料のご説明を個別にさせていただきましたが、改めて簡潔に資料説明をさせていただき、本日は、今後、検討を進める上での着眼点や付け加えるべき点などについて、ご意見をいただければと考えております。

なお、今回、説明する調査結果を踏まえました課題の整理や、課題を踏まえた方向性の議論のためのたたき台につきましては、今日、いただいたご意見をできる限り反映させた上で、次回の会議までにご提示させていただきたいと考えております。

以上、そういったことで、今日は、今後、議論を進める上での着眼点や付け加えるべき点などについてご意見をいただければと思います。

資料についての説明は、担当の中村係長からさせていただきます。

○事務局(中村子育て家庭係長) 子ども未来局子育て支援課子育て家庭係長の中村です。本日は、よろしくお願いいたします。

皆様、先日はお時間をいただきまして、ありがとうございました。

資料につきましては、事前に郵送させていただいております資料2-1から資料2-4までの4種類で説明いたしますが、このうち、資料2-3と資料2-4は、事前に行いましたヒアリングや他都市への照会結果になっておりまして、こちらの概要につきましては資料2-2の中で記載をしておりますので、本日の説明は割愛させていただきたいと思います。

それでは、資料2-1について説明させていただきますが、説明に入る前に、1点だけ補足をさせていただきたいと思います。

今回の検討の対象となります母子生活支援施設につきましては、いわゆる児童福祉法に基づいて設置がされている施設となっておりまして、設置の目的としましては、いわゆる配偶者がいない女子、また、その児童を保護し、その自立を促進するための施設ということで設置をされているものでございます。

こちらの施設につきましては、ほかの児童福祉施設にはない特徴としまして、母親と子どもが一緒に入所できるといった特徴がございます。その特徴を生かしまして、親子関係の調整や再構築、自立促進を行っていく施設となっております。

資料2-1に基づきまして説明いたします。

1番につきましては、この在り方検討を進めるに当たっての導入ということで、その背景等を説明するものとなっております。

1番の在り方検討を行うに至った経緯ということで、1点目のポイントとしましては、施設の老朽化への対応でございます。

今、札幌市内には5施設ございますけれども、平成30年に1施設を建て替えたところですが、残りの施設についても対応が必要というところでございます。

ポイントの2点目といたしましては、支援の機能強化に関する観点でございまして、これまでの機能では支援が届かない状況があるといった課題認識からこの検討を開始しているところでございます。

そういった状況を踏まえまして、約1年前になりますけれども、令和4年1月の児童福祉部会において、この在り方検討を行う旨を説明させていただきまして、これまで関係機関からのヒアリングや他都市の事例調査を行ってきたところでございます。

続きまして、進め方につきましては、こういった調査結果を踏まえまして、現状把握や課題の整理を行いまして、本市における母子生活支援施設の目指すべき方向性について、取りまとめをまいりたいと考えております。

取りまとめを行う際には、特に具体的な取組についても検討してまいりたいと考えておりまして、具体的な取組の事業化につきましては、本市における次期アクションプランの計画期間内の事業化を目指してまいりたいと考えているところです。

その一番下にスケジュールを記載しておりますけれども、今回、第1回目としまして、今後、4回ないし5回をかけて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、A4横判の資料2-2をご覧ください。

こちらは、3枚構成になっておりまして、最終的な在り方検討の結果をどういう構成にするかといったものをイメージしてつくったものになっております。内容はまだまだ概要段階のものがございまして不足等もあるかと思いますが、全体の構成をお示ししたいということで、今回、作成しております。

1枚目の向かって左側に趣旨を記載しております。検討を進める上での着眼点として、現段階のものでございますけれども、母子家庭における多様化するニーズから民間施設における経営の安定化、また、施設の老朽化への対応を踏まえて検討してもらいたいと考えております。また、来年度末まで休止としております札幌しらぎく荘につきましても、この施設の老朽化の状況を踏まえまして、今後の対応について、併せて検討してまいりたいと考えております。

1枚目の向かって右側は、現状になります。こちらにつきましては、市内にある5施設の状況でございます。

その下は、札幌市の入居者に関するグラフも掲載してまいりたいと考えております。

さらに、その下は、新規入居者の理由や全国の状況も踏まえながら現状分析をやってもまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2枚目をご覧ください。

2枚目の向かって左上につきましては、現在、札幌市で行っているひとり親家庭向けの支援策をまとめたものになっています。

さらに、その下からが今回の調査結果の概要になっておりまして、一つ目は関係機関等

からのヒアリング結果について掲載しております。

ヒアリングにつきましては、母子生活支援施設や各区の相談員の方々から行っておりまして、ヒアリングの内容としましては、大きく分けてひとり親家庭の方が抱える問題や、母子生活支援施設の関係する項目ということで、聞き取りをしております。

ひとり親家庭の方からの相談に関することにつきましては、相談者は様々な問題を抱えており、1件当たりの相談も中身が重くなっているといった話も伺っております。

また、コロナ禍におきましては、仕事の先行きが不透明ということなどにより、心理的な不安を訴える方も多くいたといったご意見も出ております。

右側に参りまして、母子生活支援施設関係になります。

①番目の施設の入所に至らない理由で幾つか記載しておりますが、特にこの中で多いのは、やはりプライベートを守りたいと考えているといった、いわゆる施設の集団生活を敬遠するといった意見があると多く聞いているところでございます。

また、②番目の施設に期待する機能につきましては、例えば、特定妊婦への支援について、母子生活支援施設に入居されている方と長期間にわたって信頼関係を築くことができるといった特徴を生かしながら支援することができるのではないかとといったご意見をいただいているところでございます。

さらに、その下に参りまして、他都市への照会結果についてもまとめております。

他都市で導入されている事例としまして幾つか掲載をしておりますが、まず、その前に全体の傾向としましては、施設の数としましては、前回、令和元年以降、1施設増加というところですが、全体の定員数自体は減少しているといった結果となっております。

また、個別の事業につきましては、24時間職員が常駐する体制を取っている施設が多いこと、また、心理療法担当職員を配置しているところなどを示しております。

また、件数は多くありませんけれども、大阪市と福岡市におきましては、いわゆる特定妊婦の方の受入れも行っているといった結果が今回の調査で明らかになっております。

最後に、3枚目をご覧ください。

こちらにつきましては、次回以降の議題にさせていただく予定ではございますが、向かって左側にありますとおり、そのほか、こういった取組を他の施設でやっているかについても今後引き続き調査しつつ、向かって右側の課題や目指すべき方向性につきましても、次回以降、検討してまいりたいと考えています。

また、課題の3番目で、入所支援の現状ということで表をつくっておりますけれども、こちらにつきましても、一旦、イメージということで作成をしておりますので、今後、ここもブラッシュアップしながら、分かりやすいものをつくっていきたいと考えております。この表で示したいこととしましては、今、足りていない支援はどこかを視覚的に明らかにした上で検討してまいりたいと考えております。

説明は、以上になります。

冒頭に申し上げましたとおり、今後の検討を進めるに当たっての着眼点についてご意見

をいただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

○藤原部会長 この議題については、それぞれ個別にご説明いただいておりますので、最初から意見も合わせていただきたいと思います。こういった内容でも結構ですので、お願いいたします。

○加藤委員 あまり知らないことですから教えていただきたいのですけれども、携帯電話の使用制限というのは、今の若い方からすると、これがあることで入りにくくなっているところがあるのではないかと正直思うのですが、これは何のために制限しているのですか。例えば、GPS機能でDVの加害者がやってくるので制限しているのですか。

○事務局（中村子育て家庭係長） 資料が分かりにくくて申し訳ありません。こちらは母子生活支援施設ではなくて、いわゆるシェルター入居の際の制限です。こちらの母子生活支援施設では可能です。

○加藤委員 すみません、勘違いしていました。

○藤原部会長 そのほか、いかがでしょうか。

○箭原委員 内容がずれるかもしれないのですけれども、母子生活支援施設は、今、老朽化で入りたくないという人たちがいっぱいなのです。結局、どこかへ行きたいといって、そこはどうですかといって見にいくと、あっ、ここだったらいいですといって入らないこともあります。

それと、今度は、すごくよくしてしまうと出ていかなくなるのです。これは自立支援のための施設ですから、あまりに環境がよ過ぎて、そこから退所しないというのもまた別の問題になってしまうのです。

その辺の兼ね合いというか、こういう施設なのですよというところを言いながら入っていただくという少し微妙なところがあるのです。そこをどうやって考えていくのかも一緒に考えていただけたらなと思っています。

○藤原部会長 老朽化して入りたくないという方と、今度は建物や設備がよかったら退所することをちゅうちょする者もいるというようなりアルさをご意見としていただいているのですが、資料で、札幌だったら札幌あいりん荘が新しくて入所率が高いですけれども、（退所については）何名というデータで見るほど時間がたっていないから難しいですね。

○事務局（中村子育て家庭係長） 札幌あいりん荘に限って言えばそうですね。

全体の傾向としましては、大体3年以内に5割の方が退去されています。そういった傾向はありますが、箭原委員がおっしゃるとおり、あくまでも自立を支援するための施設というところで、今後の機能を考えた際には、どこまでやるのかというのは検討していきたいと思っております。

○藤原部会長 傾向として建物に左右される、設備によって、入居したいか、したくないか、退去するか否かの影響を受けてしまうというご意見だったと思います。

○事務局（中村子育て家庭係長） ただ、今回のヒアリングで、各区の相談員から話を聞いている感じだと、建物の古さも当然あるのですが、共同生活を好まないという意見を

多くいただいております。例えば、門限があると入りたくない、共用部分のメンテナンス、掃除をするなど、施設ごとにいろいろ細かいルールがあるのですけれども、それだったらいいですという意見も多くあるというふうには聞いているところです。

ですから、入所に至らないケースはいろいろな場合があるのかなと思っております。

○藤原部会長 補足をありがとうございました。

ほかにございませんか。

○北川委員 資料をすごく分かりやすくまとめていただいて、ありがとうございます。

私たちのところでもシングルマザーはすごく多いし、経済的な困窮やDVの課題、それから、子育てに困っている母子家庭が多い実態があるのですけれども、本当にひとり親家庭支援の制度が充実しているということもあって、母子生活支援施設に行かないでアパートを借りて暮らす方も多いと思います。

今の人たちは集団生活が苦手ですから、そういうことはあるとは思いますが、ただ、やはり精神疾患のあるお母さんや、それから、お子さんもいろいろ課題があったとしても、この施設はお母さんとお子さんを丸ごと支援できるということで、本当に困っている親子にとっては非常に大事な施設であると思うのです。

私たちも妊婦の支援をしていて、生まれた後に母子生活支援施設につなげるようにということで何人かお連れしたこともあるのですけれども、やはりシングルマザー政策が整っていることもあって、今は、どちらかというと、いろいろな課題を抱えた方が利用したいと思っているのではないかというのと、施設側はやはり課題のある人は敬遠したいということで、やはりニーズが合わなくなっている気がします。今後の母子生活支援施設の在り方では、職員配置や、子育ての大変さをケアする人、母親の支援など、いろいろ必要だと思います。メンタルヘルスは100%必要と書いていますし、親子を丸ごと支援できる体制がないと、今、課題の困難度の高い親子を支えるのが難しいという現状があると思って、この結果を見ておりました。

その辺はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○藤原部会長 もし委員の方で、今のことに對して応答していただければと思うのですが、何か共有するようなことはございますか。

非常に困難度が高くて多面的な母子がいて、ニーズはあるのだけれども、実際には、今の母子生活支援施設の機能の中で、それを包み込んで多面的な支援することの難しさもある、ある意味、マッチングがうまくいかない、利用したい、利用するべきだという親子がいる一方で、支援する場としては、何かそこにもいろいろハードルがあるということかと思っています。

この辺りは、今までのリサーチで出てきていることはありますか。

○事務局（中村子育て家庭係長） リサーチというほどでもないのですが、日頃から各施設の方とお話しさせていただく中では、やはり対応に大変難しい場合もあるという話はいただいているところであります。

今回の在り方検討については、いわゆる老朽化というハード面だけではなくて、今おっしゃっていただいたようなソフト面についても検討してまいりたいと考えております。人員の配置の面も含めて、最終的にどういう形になるかは今後の検討になりますが、ソフト・ハード両面において検討してもらいたいと考えております。

○事務局（江積子育て支援課長） 私は、過去に生活保護の仕事を10年ほどやっていたのですが、生活保護世帯の中でも、母子生活支援入所にされている方がいらっしやいます。実際に、母子生活支援施設の担当ケースワーカーをやっていたこともあったのですが、箭原委員や北川委員がおっしゃるように、集団生活については、私がケースワーカーをやっていた30年前から敬遠される傾向がありました。最近はその部分が30年前に比べてもっと顕著になってきて、共同生活の場は敬遠されるといいますか、望まない方が多くなっていると思います。

ただ、一方、先ほどおっしゃったように、支援が必要で、実際に母子生活支援施設の中でいろいろな支援を受けた上で地域の中で自立していつていただきたいようなご家庭もあるものですから、入りやすい施設をつくっていくことは、これまた必要なことなのかなというふうに考えているところではあります。

その中で、やはり自立を促進するというのが法の建付けの中でも位置づけられている施設でございますので、今、担当の中村係長から申したように、ソフト面においても自立の支援をどのように行っていくのかということも大事になってくるかなと思いますので、そこに向けた措置をどういう形で行っていくのかも考えていく必要があると考えております。

○藤原部会長 補足をありがとうございます。

今、何人かの委員の方からおっしゃっていただいたように、ニーズがないわけではないのだけれども、マッチングが難しくなっているというあたりでは、私も全国の母子生活支援施設を見せてもらったことがあるのですが、場所によっては門限も極めてなきにひとしかたりする地域もあって、むしろ、とても開放的で集団生活を意識させないことに力を入れているような施設もあります。今、30年前からというお話がありましたけれども、やはり今のお母さんたちも、若い人たちも、ここに書いてあるように、コロナ禍によって、家にいても話さない、LINEで全部連絡する、ご飯ができたときも呼ばない、メールで連絡するというふうに時代が変わっている中で、ソフトというのは自立を促す仕掛けだけではなくて、例えば、暮らしぶりの環境で、みんなでトイレ当番で掃除しましょう、次にお風呂に入る人のために名札を付けておくなどのルールも変えていかないと、若いお母さんたちの入りたいというニーズもあるけれども、見たらやめてしまう、聞いたら敬遠してしまうというのは否めないかなと思っています。

それは、せっかく制度としてあるのにもったいないと思うので、建物をきれいにするとか、自立支援を促すだけではなくて、今までの母子生活支援施設が持っていたよさを維持しつつも、みんなが集団生活を好まないというのであれば、実際には、そんなに集団生活

を強要されないところもあると思うのです。横のお母さんは誰か全然知りませんという施設もあるので、そういうところをつまびらかにする、アピールすることがソフトかなと今お話を伺っていて私も思いました。

○大場委員 在り方を考えるときに、二つの側面があると思うのです。一つはハードの側面、それから、ソフトの側面です。老朽化ということになると改築で、どうしてもハードを優先して考えられると思うのですが、ソフトを考えるときには、この前、ご説明いただいたときにもお話しさせていただいたのですが、実態として退所の理由がどういうふうになっているのか、それはハードやソフトの部分もあると思うのです。

それと、全国の母子生活支援施設の方とお話しする機会があって、それぞれの施設が抱えている困難事例のお話を聞いたのですが、先ほどお話がありましたけれども、やはり職員配置の部分も出てきていたのです。記憶の中ですけれども、困難事例の中でお話があったのは、ひきこもりの子どもと母親への支援というお話と、それから、母子共に知的障がいを抱えているお話がケースとしてありました。

あとは、若年母子世帯の支援ということでは、先ほどお話がありましたけれども、被虐待体験のある母親の養育不安への支援となったときに、今の母子生活支援施設で必置になっている職員はどこの施設にも全部いると思うのですが、ただ、多機能や高機能ということを考えていったときに、心理療法の職員などいろいろ出てきましたけれども、どういう職員が配置されればそういうことに対応できるのか、そのためには、実態として退所の理由がどうなっているのか、あるいは、どういうケースが困難事例として考えられているのか、それを踏まえて、ハードとソフトの在り方を考えていったらどうかと思いました。

それから、これも実際にお母さんから聞いた話ですけれども、早く仕事を探してくださいというふうに言われましたと。それで、取りあえず働いて少しでもお金を稼ぎたいということで見つけられるのはほとんどがパートです。ただ、パートで働くところを見つけたとしても安定することにはならないので、やはり、正職員としてきちんと働くということでない、退所した後の不安定な生活も十分予測されるのです。

退所の理由、あるいは、困難事例をヒアリングの中でつかんでいるものがあれば、それを踏まえて在り方を検討していただければと思います。

○藤原部会長 何かあればお願いします。

○事務局（中村子育て家庭係長） 今、ご意見いただきました退所の理由につきましては、統計的な数字を把握してはいないのですが、まず、ポジティブな意味での退所ということであれば、経済的に自立できて退所されることを施設から伺いをしております。

逆に、ネガティブな退所ということであれば、先ほど来、出ておりますが、やはり集団生活になじめずに退所される事例があることは聞いております。

各施設で対応に苦慮するケースということで、これも先ほど少しお話があったかと思いますが、やはり精神的な疾患を抱えている方や、複合的な困難を抱えている方に対してのフォローは各施設においても苦労される部分があると伺っております。

退所の状況につきましては、改めて各施設にヒアリングするなど、調べてまいりたいと思っております。

○藤原部会長 それでは、ご意見がありましたらお願いします。

事前に少しやり取りをさせていただいた議題ですので、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 今日は1回目ということで継続していくことになっておりますので、資料等をご覧いただき、また次回のときに違う視点からのご意見などもいただければと思います。

○事務局（中村子育て家庭係長） 資料2－1の一番下のスケジュールに記載させていただいているのですが、今回は2月頃を目途に作業を進めてまいりますので、また改めて日程調整をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤原部会長 では、日程も含めて、今の点をお含みおきいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、これで議題2を終了いたします。

では、もう一回、事務局の交代をした上で、次は児童養護施設の施設整備計画についてです。

〔事務局交代〕

○藤原部会長 再開いたします。

それでは、児童養護施設の施設整備計画について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（山本運営指導担当係長） 私は、児童相談所長地域連携課運営指導担当係長の山本でございます。

今回、児童養護施設の施設整備計画についてご説明をさせていただきます。

最初に、議題の提案趣旨でございますが、本市が実施しております児童福祉施設整備に対する補助事業につきましては国庫補助を活用しておりまして、国庫補助を受けて施設整備を行う場合、国通知により、地方社会福祉審議会等において審査することが求められているものです。

札幌市としましては、施設整備法人からの協議内容等を我々所管部で事前に審査をし、その審査の結果を審議会において承認を得ることとしております。

つきましては、令和5年度に予定しております1件の施設整備についての事前審査結果を議案として提出させていただきましたので、ご審議いただきたいと思います。

早速ではございますが、今回、社会福祉法人札幌育児園が予定されております児童養護施設札幌育児園本体施設大規模修繕及び分園型グループケア施設の整備についてご説明を

させていただきます。

お手元にお配りしております資料につきましては、全てA3判の資料になっておりまして、資料3-1、施設の整備計画の概要、資料3-2、整備計画の平面図が2枚、計3枚となっております。

主に、資料3-1に沿ってご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、整備計画の概要についてでございますが、資料3-1、左ページ、大項目1から大項目4に記載のとおり、札幌育児園の本体施設につきましては、大規模修繕を実施しまして、現在、定員28名の施設を、小規模グループでのケアを行うユニットの整備を行い、定員12名の施設をするとともに、用途変更のための床、壁、天井等を改修するものでございます。

あわせて、本体施設の隣の敷地に、これも小規模グループでのケアを行う6名定員の分園型グループケアを行う施設2棟を新築するものでございまして、今回の整備によりまして、本体施設が定員12名、6名定員の分園型グループケア施設が2棟となりまして、計24名定員の児童養護施設となるものです。

この施設整備計画につきましては、本市の行政計画との整合性も図れており、また、自己所有地に最低基準を満たす施設の整備であるということを我々のほうで確認しておりますので、事前審査の結果、審査基準を満たしているものにしております。

続きまして、整備費についてでございますが、5番の資金計画に記載している総額3億2,060万円を想定しておりまして、この財源としては、国庫補助も含めた札幌市からの補助金として、概算にはなりますが、1億9,643万円、設置者であります札幌育児園の自己資金として1億2,417万円を計上しております。

こちらにつきましても、札幌市からの補助金のほかは、自己資金を確保していることが確認できておりますので、事前審査の結果、審査基準を満たしているものとしております。

次に、6番、設置主体の事業実績につきましては、札幌育児園は、現在、児童養護施設のほか、児童家庭支援センターを設置、運営しておりまして、いずれの施設も運営状況は良好でございます。

また、本市が行う施設指導監査では、過去3年間の文書指摘事項はなく、適正に事務が処理されていることを確認しておりますので、事前審査の結果、審査基準を満たしているものとしております。

以上が札幌育児園の整備計画についてのご説明となります。

ご説明申し上げましたとおり、この整備計画につきましては、本市で定めております審査基準に基づき事前審査を行った結果、資料に記載しておりますとおり、全ての項目で審査基準を満たしていることを確認しているものでございます。

これで、児童養護施設の施設整備計画についての説明は以上となります。ご審議のほどをお願いいたします。

○藤原部会長 資料３－１、資料３－２が皆さんのお手元にあると思います。

予備審査に関しては全てクリアをしているという情報の基に、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

私からひとつ質問させていただきたいと思います。

定員を２８名から２４名に変更することは分かりました。それで、流動的だと思いますが、現在の定員充足率のデータがあれば教えていただけますか。

○事務局（山本運営指導担当係長） 現在は、ほぼ定員数同値でお子さんを受け入れていただいている、あとは退所をそのまま見込んで、自然減で２４名まで持っていく予定をしております。

○藤原部会長 自然減は、１８歳になって出ていくということを想定されているのですね。

○事務局（山本運営指導担当係長） そうです。

○藤原部会長 分かりました。

どうぞ。

○北川委員 児童養護施設の定員が４名減るわけですがけれども、札幌市としては大丈夫ですか。

○事務局（山本運営指導担当係長） 全体としましては、児童養護施設全てで定員が満床なわけではないので、その部分はカバーできる想定になっております。

○藤原部会長 そのほか、いかがでしょうか。

私から、もう一点お聞きしますが、時代の流れというか、ニーズだと思うのですがけれども、今回、育児園は小規模グループケアを二つ創設ということで、いわゆる大きい集団で暮らす場をやめて、より家庭的なというあたりにどんな議論があったのか、増設するグループケアに対してどういう機会があるのか、その辺りで何か共有できるものがありましたら教えていただけますか。

○事務局（山本運営指導担当係長） やはり、いろいろな生活背景の下、入所されてくるお子様がいらっしゃいますので、大規模、集団生活が適切なお子さんもいらっしゃれば、少人数でのグループケアが必要なお子さんもいらっしゃるということで、本体施設の機能もそのまま１２名ということで残して、分園型グループケアに移行されるお子様については、育児園で適切にアセスメントをした上で移行していただくということを考えております。

全てを小規模にするというよりも、お子さんを見ながら状況に応じた施設配置をしていくということになるかと思います。

○藤原部会長 分かりました。

そのほか、委員の皆さん、いかがでしょうか。

○北川委員 札幌市としては大丈夫だというのは分かったのですが、育児園として２４人に定員を減らしても運営的に成り立つのでしょうか。

○事務局（山本運営指導担当係長） 今の見込みとしては、一旦、２４名ということでは

が、今後、定員数につきましては、運営状況を見まして要相談ということで、育児園とはお話をしているところでございます。

○藤原部会長 要相談ということは、増えるかもしれないということですか。

○事務局（山本運営指導担当係長） 定員数は24名まで落とすのですが、本体施設にはまだ空きの部屋もございます。札幌市としても要保護児童の推移もまだ見えないところもございますので、そこは我々と相談の上、定員数の増減というのは適切に進めてまいりたいと考えております。

○藤原部会長 北川委員、よろしいでしょうか。

○北川委員 例えば、施設の方向性として、一時保護の子どもの受け入れるということで、機能的に小さくして多機能にして小さくする感じでしょうか。

○事務局（山本運営指導担当係長） おっしゃるとおり、入所の子に対しては、小規模グループでのよりきめ細やかなケアというところもありますし、実は、皆様にお配りしている平面図は1階の部分だけになるのですが、本体施設には2階部分もありまして、2階部分は、北川委員がおっしゃるとおり、短期のお子さんの預かりも見込まれて今回の定員数の設定に至ったものでございます。

○北川委員 分かりました。

児童養護施設の機能は札幌市においても非常に大事だと思いますので、こういう方向性で改修されることを理解できました。ありがとうございます。

○藤原部会長 委員の皆さん、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 児童相談所から補足等は何かありますか。

○事務局（山本運営指導担当係長） 特にございません。ありがとうございました。

○藤原部会長 それでは、ご質問、御質問は以上ということで、議題3を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

最後は、里親の認定についてです。

里親の認定については、審議を非公開とすることについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤崎家庭支援課長） 家庭支援課長の藤崎と申します。

議題4につきましては、公平かつ中立な審議を担保し、個人情報及びプライバシーを保護する観点から、非公開で行うべきものと考えております。

なお、非公開の審議が決定した際は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第6条第1項第5号に基づき、審議内容について、守秘義務を負うことになります。これは委員の職を退いた後も同様となりますので、十分ご留意をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○藤原部会長 それでは、ただいま事務局からありましたように、議題４は、非公開ということについて、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 ご支持をいただいたと思います。

では、一旦、配信を停止しますので、少しお待ちください。

〔録音停止〕